きりばたけ通信

83号

令和８年１１月号（年４回）
札幌司法書士会　会長　下村尚也
編集担当責任者　番井菊世
https://sapporo-shiho.or.jp/
〒０６０－００５１
札幌市中央区南１条東１丁目３番地
パークイースト札幌２階
電話　011-281-3505
FAX　011-261-0115



成年後見制度に関する法改正がありました

成年後見制度について定める民法等の一部を改正する法律（令和８年法律第45号）が成立し、令和８年６月24日に公布されました。ただし、法律が公布されても、すぐに新しい制度が始まるわけではありません。新しい制度が始まる日は、今後、政令で定められますが、遅くとも令和10年12月頃までには始まることになっています。本号では、成年後見制度がどのように変わるのか、そのポイントを紹介していきます。



成年後見制度に関する法律の改正があったと聞いたけど、どんなふうに変わるの？

まず、成年後見制度には３つの類型があるんだけど、それが１つにまとめられるんだよ。



司法書士　安東



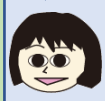
たしか、「後見」、「保佐」、それと「補助」の３類型だったよね？



きりちゃん、詳しいね！



きりばたけ通信７９号で、安東さんから、成年後見制度について教えてもらったから、自分でも調べて勉強してみたんだよ。３つの類型がなくなって、１つになるってこと？



そうだよ。改正法の施行後は、これまで３つに分かれていた類型が、「補助」１つにまとめられるんだ。そして、原則として、本人が請求するか、本人の同意がある場合で、かつ必要性があるときに補助が開始されることになる。本人が同意の意思を表示できない場合には例外もあるよ。



判断能力が衰えている人の権利を保護するという制度の目的や趣旨は変わらないんだよね？



そのとおりだよ。その人の状況に応じて、家庭裁判所が補助人の権限を決めるんだ。例えば、補助人が本人に代わって特定の契約や手続きを行ったり、本人が契約するときに補助人の同意を必要としたりすることができるんだよ。



制度の分類はなくなるけど、認知症や障がいによって判断能力が不十分な人を保護するという目的は今までどおりなんだね。よかった！

そのほかに、成年後見制度はどんなふうに変わるの？

まず、現在の成年後見制度は、一度始まると、判断能力が回復しない限り、被後見人が亡くなるまで終わらないという制度なんだ。



それは、７９号でも教えてもらったよ！一度開始したら途中でやめられないっていう話だよね。

そうそう。だけどね、その運用が成年後見制度を利用しづらくしている原因の一つなのではないかと言われてきたんだ。



確かに、途中でやめられないと聞けば、利用には慎重になるよね。

７９号でも話題になっていたけど、例えば、認知症で判断能力が不十分なお母さんが所有している不動産を売却したいと思ったら、まずは成年後見人を選任してもらわなければならないんだ。



成年後見人が、お母さんの代わりに契約をしてくれるんだよね。

そうだよ。ただ、その不動産の売却の手続きが終わっても、お母さんの判断能力が回復しない限り、成年後見人をやめることができないというのが現行の制度なんだ。



不動産の売却だけしてもらえば良いんだけど…という人もいるだろうね。

そういう人たちのニーズに応えるために、今回の法改正では、特定の手続きなど、必要な場面に限った利用ができるようになったんだ。



へぇ～。それは便利だね。
例えば、不動産の売却のためだけに制度を利用できるってこと？

そのとおり。改正法によって、「**必要な範囲**」で「**必要な期間**」だけ利用できる仕組みが作られたということになる。ただし、必要性を判断するのは家庭裁判所になるよ。ちなみに、この改正は遅くても令和１０年１２月までに施行される予定です。



成年後見制度について、司法書士は相談に乗ってくれるの？

もちろん！司法書士は成年後見制度ができてから、これまでずっと業務を行ってきたので、この制度についてわからないことがあったら、気軽に相談してほしい。



相談窓口はあるの？

札幌司法書士会の成年後見・任意後見の無料電話相談を紹介するね。

電話番号　011-522-6078

相談受付時間：月～金　12 時～15 時

※通話料はご相談者の負担となります

※祝祭日、年末年始、お盆期間を除きます

